



商業地域は、経済活動の中心地



工業地域は留萌港を中心

用途地域による建築物●印は建築できない○印はできる

主要 建築物	用途地域					
	第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域
待合、料亭、キヤバレー、舞踏場	●	●	●	●	○	●
劇場、映画館、演芸場、個室付浴場	●	●	●	●	○	●
ホテル、旅館	●	●	○	○	○	●
マージャン、パチンコ、ボーリング スケート場、水泳場	●	●	○	○	○	●
専用店舗又は飲食店	●	○	○	○	○	●
併用店舗（食堂・喫茶店を含む）	○	○	○	○	○	●
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、図書館、博物館	○	○	○	○	○	○
病院	●	○	○	○	○	●
診療所、公衆浴場、巡査派出所、公用電話	○	○	○	○	○	○
神社、寺院、教会、養老院、託児所	○	○	○	○	○	○
営業用倉庫	●	●	●	○	○	○
自動車教習所	●	●	○	○	○	○
学校	○	○	○	○	○	●
小学校、中学校、高等学校 幼稚園	○	○	○	○	○	●
高等専門学校、大学各種学校	●	○	○	○	○	●
自動車	○	○	○	○	○	○
50平方メートルをこえる専用車庫	●	●	●	○	○	○
建物物の面積が50平方メートル以上で、 附属車庫	○	○	○	○	○	○
工場A (危険物、悪臭、噪音による公害大)	●	●	●	●	●	○
工場B (河川敷を使用する専用車庫面積50平方メートルをこえる工場、その他の種類よりみて公害中程度のもの)	●	●	●	●	●	○
工場C (河川敷を使用する専用車庫面積50平方メートルをこえる工場、その他の種類よりみて公害比較的小なもの)	●	●	●	○	○	○
工場D (河川敷を使用する専用車庫面積50平方メートルをこえる工場、その他の種類よりみて公害比較的小なもの)	●	○	○	○	○	○
畜舎 (15平方メートルをこえるもの)	●	●	○	○	○	○

指定地区には**建物制限**

主に、商業、業務、娯楽などの建物が集中して建てられているいわば繁華街地域です。

▽ 準工業地域（八一・〇六）主に、環境の悪化（公害など）などをもたらすおそれのない工業を育てる地域です。

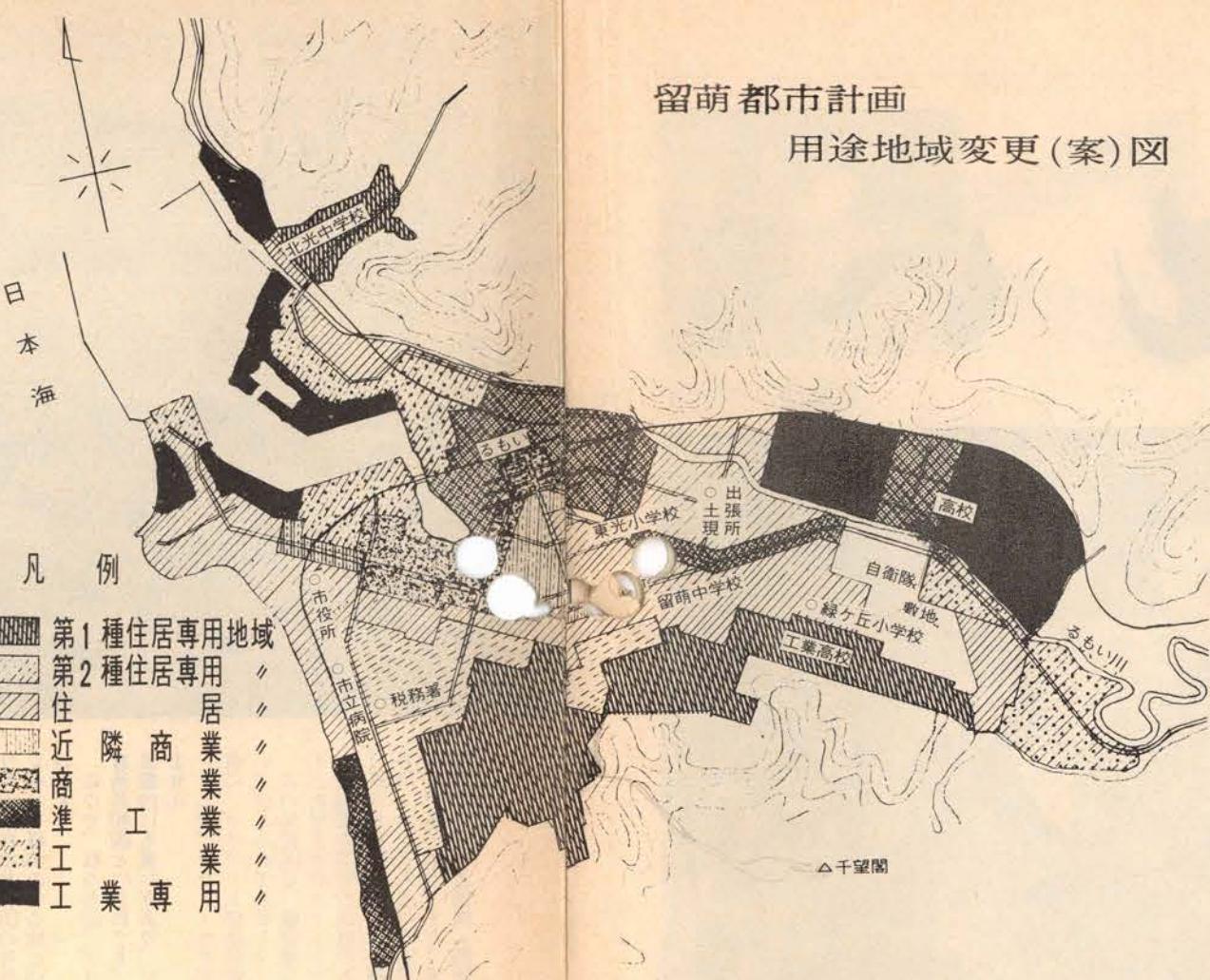
▽ 工業地域：工業専用地域（一六九・三六）主に、工業を育成するための地域です。この地域には、黄金岬油槽所、北岸、南岸石炭ローダー、臨海工業地帯、堀川、東雲地区が指定されています。

主に、商業、業務、娯楽などの建物が集中して建てられているいわば繁華街地域です。

▽ 準工業地域（八一・〇六）主に、環境の悪化（公害など）などをもたらすおそれのない工业を育てる地域です。

▽ 工業地域：工業専用地域（一六九・三六）主に、工業を育成するための地域です。この地域には、黄金岬油槽所、北岸、南岸石炭ローダー、臨海工業地帯、堀川、東雲地区が指定されています。

留萌都市計画 用途地域変更(案)図



海と山に囲まれた留萌の街は、漁港を中心に、日本海に向かって、どんどん変貌しつつあります。この発展途上にある留萌市が、将来に向かって発展するためにはやはり秩序ある街づくりが進められなければなりません。山間に広がる留萌は、限られた

地域を有効に生かし、そして、市民生活をより明るく、暮らしやすいたい街にする環境づくり（街づくり）いわゆる（市街地の再開発）を進めなければなりません。このため、建築基準法の一部改正（昨年六月一日）を機会に、留萌市用途地域の、変更計画をすすめます。

公告のない均衡ある街づくり

街づくり キメの細かい

△山を緑でいっぱいに△を目標に五月二十四日、峰下市有林で植樹祭が行なわれました。約一ヘクタールの面積に、トドマツの苗木二千五百本が植樹され将来は、市青少年キャンプ村が建設される予定の同地域は、私たち訪ずれる市民に、美しい緑と、安らぎを与えてくれるでしょう。

から、八種類の地域に分けられます。

△第一種住居専用地域（一一七・三六）

△各用途地域の設定

この、留萌市都市計画用途地域改正は、昭和二十八年に行なわれてから、今度で五回目です。

ご承知の通り、小さな道北の町からスタートした留萌は、社会の変化とともに、港の形態も大きく変わり、それに付随した留萌の街

戸港として発展してきました。当然、そこには、経済様式の変化とともに街の形態も大きく変ってきた。この街を、いかに機能的に生かすか、つまり留萌の街の将来計画をするのが、用途地域変更の目표です。

この変更は、昨年、建築基準法の一部が改正（昭和四十六年六月一日）されたのを機会に、将来の街づくりを考え、その地域の特性を生かし、生活地域・生産地域など地域を分け生活環境の整備を守り、公害のない均衡ある街づくりを図る都市形態を高め、市街地をまとまつた集団にし、住みよい環境の街づくりを進めるものです。

従来は、住居・商業地区など四種類の用途地域に分けられていましたが、今度の変更により、キメの細かい街づくりを進める意味

この、留萌市都市計画用途地域改正は、昭和二十八年に行なわれてから、今度で五回目です。この地区内には、港南中学校、留萌工業高、自衛隊官舎、北光中学校、沖見町・春日町公館住宅、見晴公園などがあります。

▽ 第二種住居専用地域（五六・九）中高層住宅を含め、住宅地として良い環境を保護する地域です。

▽ 住居地域（一九二・三六）この地域内には、留萌支庁、開発建設部、留萌小学校、裁判所専売公社、土木現業所、留萌神社などがあります。

▽ 近隣商業地域（二四・〇六）住宅地のうち、用途の混在度合等からみて第二種住居専用地域との供給を行なうことを主にすることが不適当な区域または将来用途の混在を認めることがやむを得ない区域について主として住居の環境を保護するため定める地域です。

▽ 商業地域（二六・七六）中高層住宅を含め、住宅地として良い環境を保護する地域です。

都市計画審議会の諮問をうけ正式に知事の認可（六月末日の予定期）を受ける用途地域は、今後市の街づくり計画と相まって、新たな用途地域の用途に合った建物でなければ建築することはできません。

▽ 商業地域（二六・七六）左の表を参照してください。

例えば、第一種住居専用地域に劇場やキヤバレーは、建築することはできません。

（左の表を参照してください）

現在、進められている駅前土地地区整理事業そして、今年から始める副港埋立事業とともに、留萌の街づくりは、着々と進められています。

（なお、詳しくは市建設部都市計画課または建築課へお問い合わせください。）